

陳情第67号	受理年月日	平成30年2月23日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書へのマイナンバー記載の中止について	
要旨	<p>平成29年度から、事業者へ送付される住民税特別徴収税額通知書に従業員のマイナンバーを記載することとされたが、平成30年度税制改正大綱でこの対応が一部中止され、書面により通知する場合には、当面マイナンバーを記載しないこととされた。マイナンバー記載は、そもそも特別徴収の手續に不要である上、個人がみずからの特定個人情報を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、憲法で保障されたプライバシー権を著しく侵害するものである。</p> <p>また、マイナンバーの安全管理措置を講じることが能力的にかなわない事業者へ、一律にマイナンバーが記載された通知書を送付することは、事業者へ過重な負担を強いる上、情報漏えいの危険性を高めることになる。更に、自治体が負うマイナンバー漏えいのリスクが高まることにもなり、実際に報道されているだけでも97自治体で600人のマイナンバー漏えいが発生している。誤配達防止のため特定記録などの郵送方法にすれば、多大な経費増となる。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 住民税の特別徴収税額の通知・提供に当たり、書面・電子媒体等を問わず、その情報に従業員のマイナンバーを含めないこと。	
	2 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）第1条の第3号様式改正の撤回を求める別紙意見書を提出すること。	